

平成26年雇第4号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。）による受給期間延長申請を不承認とする旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA県B市に所在するC会社を解雇された。

請求人は、平成○年○月○日よりD警察署に逮捕・勾留されており、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）に委任して、同年○月○日に安定所長宛に、受給期間延長申請書、雇用保険被保険者離職票－2、逮捕状等身柄関係の書類及び委任状を送付した。

安定所長は、同年○月○日に、受給期間延長申請の理由が「E地方裁判所が保釈許可決定を出してくれない為に」とあり、受給期間延長が認められる理由に該当しないことから、受給期間延長申請を不承認とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした受給期間延長申請を不承認とする旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 雇用保険の基本手当は、労働者が失業した場合に一定の要件に従い必要な給付を行うことによって、短期的に失業からの保護を行うことを目的とするものであることから、基本手当の受給期間は原則1年に制限されているものである。したがって、受給期間の延長制度は、この原則(1年)に対する特例であって、受給期間の延長が認められる理由は、合理性の認められる一定のものに限定されるべきものと考えられるところ、厚生労働省職業安定局長は、業務取扱要領を定めて一定の解釈を示しており、当審査会としてもこれを妥当と判断するところである。

上記要領によれば、基本手当の受給期間の延長が認められるのは、決定書理由3の(2)の①～③に記載された理由に該当する場合に限られており、同④に記載のとおり、逮捕、勾留及び刑の執行があった場合については当該延長を認めることとされていない。

- (2) 上記の取扱いに照らして本件をみるに、安定所長は、請求人が平成○年○月○日以降逮捕・勾留されていることを理由に本件処分をしたものであるから、その判断に妥当性を欠くところはないものと言える。

また、請求人の逮捕・勾留に係る被疑事実について、請求人は、懲役の実刑判決を受けて服役しているのであるから、当該逮捕・勾留が不当又は違法であったと認めることもできない。

- (3) なお、請求代理人は、受給期間の延長の取扱いについて定める業務取扱要領及びE地裁による保釈の運用が、国際人権規約B規約第14条第2項に違反していると主張するものであるが、前者の主張には理由がなく、後者の主張は判断すべき立場にないことから当該主張は採用できない。

- 4 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対して

した受給期間延長申請を不承認とする旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。